

### ～暴力・暴言の対処で知っておきたい法律～

警察の講習を受けてから4か月が経ちますが、皆さん講義の内容や護身術（グリコ®のポーズなど）は覚えているでしょうか？今回はおさらいの意味も込めてお伝えします（貸出用DVDあります）。

#### ①【刑法 204 条 傷害罪】

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### ②【刑法 208 条 暴行罪】

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

#### ③【刑法 222 条 脅迫罪】

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する

#### ④【刑法 234 条 威力業務妨害罪】

威力を用いて人の業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### ⑤【刑法 261 条 器物損壊罪】

他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

**問題) 次の場面では①～④「何罪」にあてはまり得るでしょうか？答えは下に書いてあります。**

**場面 1:**入院患者さんが用もないのにナースコールを1日に100回以上も鳴らす。他の患者さんのケアに多大な影響がでている。

**場面 2:**「いつまで待たせるんじゃあこらっ」と飲みかけのコーヒーの缶を投げつけた。幸い職員には当たらなかったが、窓ガラスに缶が当たり木っ端みじんに割れた。

**場面 3:**面会時間外に来た患者さんの友人に面会時間内に来るよう促したところ、職員の制服に唾を吐き、病室へ入って行った。その後大声で患者さんと談笑し続け、同室の回診、その他業務を著しく妨害した。

**場面 4:**救急搬送された泥酔の患者さんが、目に付く物を蹴散らし破損させ、職員、さらには他の患者さんにまでからんでいった。

**場面 5:**職員の態度に立腹した患者の家族さんが「お前いてまうぞ！」と言って胸倉を掴んで突き飛ばした後「帰り道気いつけとけよ」と凄んで立ち去った。職員は突き飛ばされたときに軽い打撲を負った。

**場面 6:**病院に対する嫌がらせを目的に、個室の患者さんとそのご家族が病室で焼き肉を始めた。においと煙が病棟に充満し、他の患者さん、病棟業務に混乱を来した。

暴力行為に及ぶ過程には様々な事由が考えられます。しかし暴力をふるった時点で、その方は患者さん又はその家族さんではなくなり加害者となります。暴力を振るわれそうになったら、あるいは振るわれたら一人で対応せずすぐに助けを呼びましょう。場合によっては110番通報してください。何よりもケガをしないことが一番です。

答：場面1-④ 場面2-②⑤ 場面3-②④⑤ 場面4-⑤ 場面5-①③ 場面6-④

2017.10.19 医療安全管理室